

総務常任委員会記録

| 令和2年 第2回定例会 | |
|-------------|---|
| 1 日 時 | 令和2年3月11日(水) 午前10時00分 開会 午前11時12分 閉会 |
| 2 場 所 | 常任委員会室 |
| 3 出席委員 | 大 貫 毅 委員長 小 島 実 副委員長 宇賀神 敏 委員 横 尾 武 男 委員 鰐 原 一 男 委員 大 島 久 幸 委員 |
| 4 欠席委員 | なし |
| 5 委員外出席者 | なし |
| 6 説明員 | 別紙のとおり |
| 7 事務局職員 | 石 塚 局長 金 子 書記 |
| 8 会議の概要 | 別紙のとおり |

総務常任委員会 説明員

| 職 名 | 氏 名 | 人 数 | |
|------------|--------------|--------|-----|
| 総務部 | 総務部長 | 糸井 朗 | 10名 |
| | 総務課長 | 金田 毅 | |
| | 企画課長 | 矢口 正彦 | |
| | 鹿沼営業戦略課長 | 益子 則男 | |
| | 秘書課長 | 郷 昭裕 | |
| | 人事課長 | 南雲 義晴 | |
| | 情報管理課長 | 大貫 陽子 | |
| | 水資源対策課長 | 高橋 慎治 | |
| | 危機管理監兼危機管理課長 | 廣瀬 明利 | |
| | 総務課総務係長 | 能島 賢司 | |
| 財務部 | 財務部長 | 渡邊 政幸 | 7名 |
| | 財政課長 | 木村 正人 | |
| | 公共施設活用課長 | 星井田 敬 | |
| | 庁舎整備推進室長 | 篠原 宏之 | |
| | 税務課長 | 日向野久仁子 | |
| | 納税課長 | 金子 尚己 | |
| | 契約検査課長 | 塩澤 恵功 | |
| 会計課 | 会計管理者 | 山野井 健 | 3名 |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局長 | 麦倉 実 | |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局長 | 渡邊 孝道 | |
| 消防本部 | 消防長 | 小池 一也 | 4名 |
| | 消防総務課長 | 黒川 純一 | |
| | 地域消防課長 | 星野 富夫 | |
| | 警防救急課長 | 小山 茂 | |
| 合 計 | | 24名 | |

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 4 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 9 号 令和 2 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について
- 3 議案第 10 号 令和 2 年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について
- 4 議案第 13 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 5 議案第 22 号 鹿沼市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 23 号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 24 号 鹿沼市職員の降給に関する条例の制定について
- 8 議案第 25 号 鹿沼市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

令和2年第2回定例会 総務常任委員会概要

- 大貫委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案8件であります。
それでは、早速審査を行います。
はじめに、議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、関係予算を議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。木村財政課長。
- 木村財政課長 おはようございます。財政課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」についてのうち、関係予算の主な内容について、ご説明いたします。
令和2年度「予算に関する説明書」の3ページを、一般会計の3ページをお開きください。
まず、歳入について、ご説明いたします。
1款「市税」、1項1目「個人」につきましては、雇用や所得環境の改善等による個人所得の増を見込み、前年度対比0.8%増の49億192万7,000円を計上いたしました。
（「3ページです」と言う者あり）
- 木村財政課長 3ページでございます。
次に、2目「法人」につきましては、企業収益が向上している状況ではあるものの、法人税の見直しに伴い行われました法人市民税の税率改正を踏まえ、前年度対比12.5%減の10億6,801万8,000円を計上いたしました。
次に、2項1目「固定資産税」であります、「土地」については若干の減収が見込まれるものの、「家屋」において新築・増築による増加分が見込めることなどにより、前年度対比2.2%増の65億8,952万円を計上いたしました。
次に、一つとびまして、4項1目「市たばこ税」につきましては、健康志向等による販売本数の減少は見込まれるものの、税率改正の影響を考慮し、前年度対比5.6%増の6億4,758万4,000円を計上いたしました。
5ページをお開きください。
一番下になりますが、6款「地方消費税交付金」であります、昨年10月より消費税率が10%になったことに伴い、地方消費税率も1.7%から2.2%に引き上げられましたが、国の見込みなどを参考に、前年度対比9.2%増の21億2,000万円を計上いたしました。
7ページをお開きください。
中ほどの10款「地方交付税」の説明欄、「普通交付税」49億2,800万円につきましては、令和元年度の交付決定額をベースに、市税等収入の状況や合併算定替特例分などの算入見込みを考慮し、前年度対比3.4%減で計上いたしました。
9ページをお開きください。
中段より下、13款「使用料及び手数料」、1項1目「総務使用料」の説明欄、上から3行目になります。「市庁舎等行政財産使用料」につきましては、旧粟野庁舎敷地などの使用料として773万7,000円を計上いたしました。
13ページをお開きください。
2項1目「総務手数料」の右のページ、1節「徴税手数料」につきましては、これまでの収入実績をもとに推計し、説明欄の2行目「不動産納税証明手数料」は521万6,000円、4行目の「督促手数料」は210万円を計上いたしました。
また、5目「消防手数料」につきましては、法令等に基づきます危険物タンクの検査手数料などで、令和元年度の実績見込みより推計し、前年度対比18.9%増の1,598万4,000円を計上いたしました。
15ページをお開きください。

下の段、14 款「国庫支出金」、2 項 1 目「総務費国庫補助金」につきましては、説明欄の上から 2 行目「社会保障・税番号制度システム国庫補助金」326 万 7,000 円につきましては、情報提供システムの次期システム設計・構築及び移行に対する補助金を計上いたしました。

また、説明欄 5 行目の「地方創生事業費国庫補助金」につきましては、「木材、木工製品の海外展開基盤整備」に対する補助といたしまして、1,000 万円を計上いたしました。

17 ページをお開きください。

中ほどの 5 目「消防費国庫補助金」1,487 万 8,000 円につきましては、消防署本署の救急車 1 台の更新に対する補助金であります。

19 ページをお開きください。

下の段、15 款「県支出金」、2 項 1 目「総務費県補助金」の説明欄、下から 2 行目の「水源地域対策事業費県補助金」1 億 920 万円につきましては、南摩ダム関係の地域振興対策事業として、温泉掘削などを行うための経費に対する補助金であります。

また、その下、「水源地域整備事業費県補助金」1 億 2,064 万 5,000 円につきましては、南摩ダム水源地域整備事業に対する補助金で、市道と林道あわせて 3 路線の整備及び、地域活性化拠点施設の用地測量や事業認定申請書作成委託などに対するものであります。

23 ページをお開きください。

一番上、3 項 1 目「総務費委託金」の右側のページ、2 節「徴税费委託金」1 億 7,607 万 9,000 円につきましては、個人県民税の賦課徴収の取扱いに対する委託金であります。

同じく、4 節「統計調査費委託金」4,093 万 5,000 円につきましては、国勢調査等の統計調査実施に伴う委託金であります。

次の、5 目「選挙費委託金」4,019 万 1,000 円につきましては、12 月 8 日に任期満了となります栃木県知事選挙の執行に伴う委託金であります。

次に 16 款「財産収入」、1 項「財産運用収入」につきましては、25 ページをお開きください。

一番上、2 目「財産貸付収入」の説明欄、上から 2 行目になります。「土地・建物賃貸料」1,666 万 5,000 円につきましては、土地や建物の貸付けや自動販売機設置、市民課前にあります広告付き窓口番号表示システム設置などによる収入であります。

次に中段の、2 項 1 目「不動産売払収入」の説明欄一番上、「不動産売払収入」5,294 万 4,000 円につきましては、市有地 7 区画の売払いを見込んだものであります。

次に、一番下、17 款「寄附金」、1 項 1 目「総務費寄附金」につきましては、27 ページをお開きください。

一番上の右側のページ、2 節「ふるさとかぬま寄附金」3,000 万円につきましては、これまでの寄附受入額の状況から推計し計上いたしました。

次に、中段より下、18 款「繰入金」、2 項 1 目「庁舎建設基金繰入金」16 億 2,031 万 3,000 円につきましては、新庁舎建設の財源として繰り入れするものであります。

次の、2 目「財政調整基金繰入金」2 億 5,000 万円につきましては、財源調整のため繰り入れるものであります。

31 ページをお開きください。

一番上、21 款「市債」、1 項 1 目「総務債」の説明欄 2 行目、「防災対策推進事業債」7,690 万円につきましては、防災情報伝達設備整備の財源として計上したものであります。

4 行目、「新庁舎整備事業債」13 億 1,810 万円につきましては、新庁舎の第 1 期工事の財源として計上したものであります。

6 目「消防債」570 万円につきましては、令和 3 年度に建設予定の消防訓練塔の実施設計に対するものであります。

次に、9 目「臨時財政対策債」13 億円につきましては、地方交付税の代替財源として、計上したものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。35 ページをお開きください。

2 款「総務費」、1 項 1 目「一般管理費」につきましては、そのほとんどが経常的な事務経費でございます。

主な内容につきましては、38 ページをお開きください。

説明欄の中段になります、「人事事務費」4 億 2,297 万 9,000 円につきましては、新たな制度として始まります、会計年度任用職員の報酬や共済費などを計上したものであります。

40 ページをお開きください。

説明欄一番下の○、「防災対策推進費」9,350 万 4,000 円につきましては、自主防災会の新規設立を促進するための資機材支給経費や、災害用備蓄品の購入、防災士養成研修講座の開催経費などのほか、新たに導入いたします防災情報伝達設備の整備費用などを計上したものであります。

43 ページをお開きください。43 ページでございます。

説明欄一番目の○、「ふるさと納税推進事業費」1,315 万 6,000 円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方々への返礼品関係経費を計上したものであります。

次に、2 目「総合企画費」の説明欄、上から 4 つ目の○「総合計画推進事業費」815 万円につきましては、次期計画であります、第 8 次総合計画策定のためのビックデータ解析業務委託などの経費を計上したものであります。

次に、一番下、3 目「行政情報システム管理費」2 億 5,772 万 6,000 円につきましては、セキュリティ強化のための機器や各種サーバ、事務用パソコン等の保守料及び機器借り上げ料などを計上したものであります。

45 ページをお開きください。

4 目「広報広聴費」につきましては、次のページ、47 ページをお開きください。

右側説明欄の中ほどの○「営業戦略費」1,993 万 8,000 円につきましては、鹿沼版地域おこし協力隊員の活用の充実や、いちご市 P R、移住・定住促進の情報発信経費などのほか、新たに移住体験ツアーの開催を行い、市のイメージアップを図るためのプロモーション活動を展開していくものであります。

飛びまして、58 ページをお開きください。

説明欄中ほどの○、「新庁舎整備事業費」29 億 3,852 万 9,000 円につきましては、先月着手しました本体工事費などを計上したものであります。

61 ページをお開きください。

11 目「地域振興費」につきましては、次のページをお開きください。

上から 2 つ目の○、「水源地域振興拠点施設整備事業費」1 億 2,947 万 4,000 円につきましては、南摩ダムの建設周辺地域に整備する予定の地域活性化拠点施設の用地測量委託や温泉掘削の費用などを計上したものであります。

73 ページをお開きください。

一番下、4 項 3 目「栃木県知事選挙費」4,019 万 1,000 円につきましては、12 月 8 日に任期満了となります栃木県知事選挙にかかる費用を計上したものであります。

75 ページをお開きください。

4 目「市長選挙費」4,720 万 5,000 円につきましては、5 月 24 日実施の市長選挙にかかる費用を計上したものでございます。

77 ページをお開きください。

5 項 2 目「基幹統計費」4,093 万 5,000 円につきましては、「国勢調査」などを行うための経費を計上したものでございます。

次に、飛びまして 185 ページ、お開きください。185 ページでございます。

下の段、9 款「消防費」、1 項 1 目「常備消防費」であります、説明欄一番下の○「消防庁舎維持管理費」2,175 万 8,000 円につきましては、令和 3 年度に消防訓練塔を建設するための実施設計委託料等を含み計上しております。

188 ページをお開きください。

中ほどの「通信システム費」3,246万4,000円ではありますが、昨年から取り組んでおります、外国人からの通報等に対応する多言語通訳コールセンターの活用に加えまして、聴覚障がい者からの通報等が円滑に行われるようNet 119緊急通報システムを新たに導入いたします。

次の「救急救助費」5,033万7,000円につきましては、消防署本署の救急車1台を更新するための経費などを計上しております。

191ページをお開きください。

2目「非常備消防費」の説明欄、3つ目の○、「非常備消防施設整備事業費」184万8,000円につきましては、新たな北犬飼コミュニティセンター敷地内に建設予定の第4分団第1部及び第4部の共用車庫の実施設計委託料を計上したものであります。

次のページをお開きください。

説明欄3つ目の○、「消防団活性化対策事業費」770万6,000円につきましては、防火衣や雨合羽などを更新するための経費が主なものであります。

飛びまして、233ページをお開きください。233ページでございます。

12款「公債費」につきましては、市債借入先からの償還予定に基づきます、元金と利子の償還に要する経費などを計上したものであります。

以上で、「令和2年度一般会計予算」についてのうち、主な関係予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 おはようございます。お世話になります。

それでは、歳入の14ページ、消防手数料ということですが、これは、1,590万8,000円、内訳といいますか、詳細をちょっとお示してください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしく願いいたします。

総務手数料の不動産納税証明手数料。

（「違う、違う」と言う者あり）

（「消防手数料じゃないでしょう」と言う者あり）

（「5番です」と言う者あり）

○日向野税務課長 大変失礼いたしました。

（「ごめんなさい、違います」と言う者あり）

○大貫委員長 それでは、執行部の説明をお願いします。黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川です。よろしく願いいたします。

ただいまの質問にお答えいたします。

具体的な内訳でございますが、主にガソリンスタンドを想像していただければわかると思いますが、ガソリンスタンドに埋めてあるタンク、それは本来、ガソリンスタンドは、もう埋めてしまっていて検査できないので、鹿沼市内に3カ所あります製造した段階で、タンクを検査するシステムになっております。その金額が主なもので、1,418万8,000円が主なものでありまして、結局、そのタンク検査をしたことによりまして、鹿沼市がタンク検査証を発行したことにより、全国に配送されるという形になっております。

ということなので、先ほど申しましたように、鹿沼市内に3カ所のタンクの製造メーカーがありますので、そのタンク検査の金額が主なものになっております。

以上で失礼いたしました。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 私の質問がちょっと悪かったので、税務課のほうにいてしまいまして、失礼いたしました。

わかりました。お答えはそういうことで、収入源として入ってくるということでわかりました。

40 ページ、歳出なのですけれども、防災対策推進費ということで、各地域のその防災ニーズの強化というような説明だったのですが、その点について、もう一度、ちょっと説明をお願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いいたします。廣瀬危機管理監。

○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

ただいま、ちょっと、明瞭に聞き取れなかったものですから、ちょっともう一度質問をお願いしたいと。

○横尾委員 はい。この各地域の防災、ある倉庫の強化みたいな説明があったような気がしたので、そこら辺の強化ということは、どんなふうな、何をどんなふうに強化しているのかという質問でございます。

○廣瀬危機管理監 はい、わかりました。

これにつきましては、新たな地域の自主防災組織を結成する際には、現物給付という形で、防災用品、あるいは防災倉庫、こちらのほうを支給いたします。

また、既に結成されている防災組織につきましては、強化ということで、新たに配ったチェーンソーとか、いざというときに必要な場合には、そういったものを補助金として交付するという形にはなっております。

以上でございます。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 わかりました。実際、昨年10月の台風で大水になっても、それらを利用して、いろんな、場所を聞いてロープとかね、いろいろそういう必要なものが入っていたり、照明とか、そういうのも入っていたわけなのですが、なかなかそれらを使っている時間がなかったとか、それらをほとんどのところの防災の組織の中でも動いていないようなところもあったので、9,000万円もかけて強化するのであれば、もうちょっとその、そこら辺のところを指導といいますか、そういう形の中で指導していったら、いろんなところで使ってもらって、ただ置いておくだけではなくて、それらを利用していかないとダメだよという指導をしていただければというふうに思いますので、そこをもう一度。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。廣瀬危機管理監。

○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

こちらの総額については、9,000万何がしとなっているのですが、その大半が、実は先ほど財政課長からも説明ありましたが、来年度スマホのアプリを使った設備を導入するというので、そちらのほうがか約8,000万円ほどかかりますので、そのほかの経費につきましては、例年実施しております、そういった補助金とか、あと現物給付のものとなっておりますので、特段その来年度大きく金額が増えたということではないので、この8,000万円が含まれているということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 わかりました。いろいろそういう形の中で、防災については、何回も議会でも議論されている中でございますので、ぜひそういう形の中で、強めていただけてということで、お願いをしたいと思います。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございますか。小島委員。

○小島副委員長 小島です。お世話になります。

20 ページの先ほどの水源地域対策事業費県補助金の中で、地域の市道や、市道とか、県道、林道など、整備するという、その辺を具体的に、どこの路線とか、どこの沢とか、その辺説明をお願いします。

○大貫委員長 高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 水資源対策課長の高橋です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問の水源地域整備事業費県補助金の内訳ということかと思うのですが、市道が2本、林道が1本、それと以前ハーベストセンターと言われたところの

関係のものがありまして、具体的に言いますと、市道 8220 号線、上南摩小学校の近くの日陰橋、今架け替えを行っているところですが、そのところと、8703 号線で、運動公園の近隣の市道となっております。その関係のもの。

あと、林道室瀬線ですね、一番の、ダム形態の一番奥のほうになりますけれども、林道室瀬線の調査事業になりますけれども、それとハーベストセンターと言われていました拠点施設の用地測量と、あと土地収用、用地を買収するに当たりまして、土地収用保護の認定事業にするための事業認定の申請業務委託をそのときにやります。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。小島委員。

○小島副委員長 説明ありがとうございました。

ただ、土地の評価のそれは、また、いろいろ評価基準とか、それでやっているのですが、よろしく、その辺はね、ハーベストというか、その水源地対策がスムーズに、地域とのトラブルがないようにお願いしたいと思って、ちょっと1ついいですか。

○大貫委員長 はい。

○小島副委員長 それとね、64 ページで、やっぱり水源地地域振興の拠点整備事業に絡むのですけれども、今現在、温泉の工事してますよね。この前の全協か何かで、800 メートルぐらい掘削したという話を聞きました。あれからもう半月ぐらい経つのかな、全協から、今何メートルぐらいで、また、1,500 メートルぐらいまで掘る、ぐらいですか、1,500 メートル掘ると聞いています。その中で、途中での、技術的なことなのですが、温度なんかはわかるのかなというのがちょっと、懸念しているのですけれども、例えば、1,000 メートルいけば、25 度で、だんだん上がってきているとか、そういう状況がもしわかれば、今何メートルぐらいいっていると、その温度がわかるかどうか、途中で。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 最近になりまして、かなり進捗がかなりよく、直近の状況でありまして、実は 1,500 メートルまで到達いたしました。

これから、そのいろいろな、どの部分から温泉が出ているかとか、そういった調査をやってまいりますので、もうしばらくどんなものが出るかと、何度の温度が、水質のものが出るかというのは、これからの作業で明らかになってくるものですから、もう少々お待ちいただければと思います。以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島副委員長 わかりました。ちなみに、温泉というのは何度からなのですか。ちょっとそこ気になって、ちょっとわかりますか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高橋水資源対策課長。

○高橋水資源対策課長 水資源対策課長の高橋です。

25 度からが温泉、井出となっております。

○大貫委員長 はい。

○小島副委員長 ありがとうございます。わかりました。思い出しました。

○大貫委員長 ほかに質疑ありませんか。横尾委員。

○横尾委員 また消防のことで申し訳ないのですけれども、194 ページ、消防団活性化対策事業費ということで、団員のほうの防火衣とか、手袋というような説明あったかと思うのですが、そこをちょっとご説明願います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星野地域消防課長。

○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

ただいまの消防団活性化対策事業費の内容でございますけれども、現在、平成 29 年度から、新型の防火衣を更新計画で、4 カ年で 700 着の配備を行っておりまして、その防火衣が 4 年目で、来年度 100 着で 700 着に到達します。

それで、その事業費が主なものになりますけれども、そのほか、消防団が活動する際の安全装備品としまして、雨合羽や長靴、ヘルメット、手袋等の支給配備を計画しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。横尾委員。

○横尾委員 わかりました。

○大貫委員長 よろしいですか。はい。

ほかに、委員の方でご質疑はありますか。

では、ここで、この議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算について、委員長として質疑をいたしたいと思っておりますので、暫時副委員長と交代します。

○小島副委員長 それでは、暫時進行を進めさせていただきます。大貫委員、どうぞ。

○大貫委員長 それでは、まず、40ページ、40ページですね。防災対策推進費、先ほどご説明をいただきました災害情報の伝達のシステム、新たに約8,000万円ほどで導入するのですけれども、その金額、詳しい金額と、あとどのようなシステムなのか、概要をお示しいただきたいのと。

先ほどスマートフォンを活用するということでありましたけれども、そういう機器に対応できない高齢者等の方に対する支援というのはどのようになるのか、ちょっと説明をお願いします。

○小島副委員長 執行部の説明を求めます。廣瀬危機管理監。

○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

新たに導入する防災情報システムの構成につきましては、全協とかでも何度かご説明いただいておりますとおり、携帯電話網を使って、スマホのアプリに防災情報を流すということなのですが、こちらにつきましては、これまでは、防災無線の更新が必要だということで、大分協議をしまいたったのですが、これから、自前の無線網を整備せずに、そういった既存のインフラを使って、そちらでスマホ等も使って、情報を流しましょうということなんです。

こちらにつきましては、今までですと、災害情報メールは、登録をさせていただいて、受信しますと、実際にはそのメールアプリを開けないと情報が取れないということで、実際にきているかどうか確認ができないのですが、今回のシステムにつきましては、強制的に表示されます、それで音も鳴ります。でするので、見なくても、確認しなくても、スマホのところに情報が届くということで、そちらで音声と、あと文字情報をあわせてお知らせするという形になります。

また、携帯電話とかを持ってない方につきましては、本来であれば、そういった高齢者とか、障害をお持ちの方、全ての方にお配りするということがベストな選択だとは思いますが、ただ、そういった方々に、ただ情報を流しても、実際にそれが避難に結びつかないという事例が多々ございます。そういったことも含めまして、鹿沼市では、自治会長とか、あとは民生委員、児童委員、そういった方々に個別受信機をお配りして、地域でそういった方々に常々お話をいただいて、こういった地域にこういった方が、高齢の方がいらっしゃるのを確認していただいて、その上でその避難を確保するというので、お声掛けをしていただくという、日頃からそういった動きをしていただきますということで、その高齢者とかに対しては、フォローしていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○小島副委員長 説明は終わりました。

○大貫委員長 はい、わかりました。これは8,000、金額はどの、正確に言うと、どのぐらいの。

○小島副委員長 説明を求めます。

○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

金額の説明につきましては、8,100万円ほどでございます。

○小島副委員長 説明は終わりました。大貫委員。

○大貫委員長 ちなみに、これ、ランニングコストはどのぐらいかかるのですか、年間経費。

○小島副委員長 説明を求めます。廣瀬危機管理監。

○廣瀬危機管理監 危機管理監の廣瀬でございます。

ただいまのご質問ですけれども、約、ランニングコストとして、月 71 万 5,000 円ほどかかります。年でです。年で 71 万 5,800 円。

それで、来年度につきましては、実際今年度、那須烏山市が同様のシステムを導入しております。

実は明日、ちょっと那須烏山市まで出張、視察に行つてまいります、その中では、年度の途中でシステムの構築が済めば、実際に今回の令和元年の東日本台風のときにも、既にこのシステム、スマートフォンのほうには情報が流れておりましたので、多分年度末までには、工事し、配備がなると思っておりますが、こういった方法で進めていきたいというふうに考えております。

○小島副委員長 執行部の説明は終わりました。大貫委員。

○大貫委員長 わかりました。スマホとか、文字のない方とか、そこの方の対応というのは、やっぱり地域のいろんな協力も求めなくてはいけないということなのでしょうけれども、そこうまい仕組みを、きちんとやっぱり構築をしていくということが、非常に大切だと思うし、そういうことをやることによって、地域の防災力を高めたり、地域のつながりをつくっていくことにもつながると思うので、そういうのをぜひ取り組んでいただきたいなということをお願いしておきたいと思っております。

それから、続いて、あと 2 点ほどあるのですけれども、続けてよろしい。

○小島副委員長 よろしいです。はい、どうぞ。

○大貫委員長 営業戦略費なのですけれども、その。

(「何ページ」と言う者あり)

○大貫委員長 48 ページですね、すみません。予算書の 48 ページで、営業戦略費ということで、鹿沼版の地域おこし協力隊とか、新たに移住ツアーというのをやるということで、ご説明ありましたけれども、その辺のもうちょっと詳細、教えていただければと。

○小島副委員長 執行部の説明を求めます。益子鹿沼営業戦略課長。

○益子鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の益子です。よろしくお願いたします。

まず、最初の新たな移住体験ツアーの話だと思いますが、これにつきましては、今回仕事の体験のできる、仕事体験型ツアーを考えておまして、市内にあります全体的産業のですね、木工業であったり、金属業、農林業、園芸、食品製造業などの事業者さんと連携をいたしまして、首都圏在住の若年者の方を対象に、2 人から 3 人ぐらいを募集いたしまして、その企業に 1 週間ですね、ぐらい、1 週間程度泊まっていたら、仕事の体験をしていただいて、移住定住につながればというふうに考えております。

それで、これ年、大体 2、3 人を対象にしますので、10 回程度考えております。それが新たな体験ツアーでありまして。

また、地域おこし協力隊につきましては、今回 1 名分なのですけれども、600 万円の予算を計上させていただきました。

そのうちの 200 万円が報酬経費、で活動経費が 150 万円、報酬として 250 万円を予算にとっておりまして、合計 600 万円になります。

内容といたしましては、やはり事業の承継等のできるということで、今ちょっと考えているのは、そばの、そば店とかで修行をしながら、ご指導いただいて、将来的には、そういうそば店の事業継承になれるような方を見つけたいというふうに、現在のところは考えております。

以上で説明を終わります。

○小島副委員長 執行部の説明は終わりました。

○大貫委員長 内容はわかりました。

○小島副委員長 大貫委員。

○大貫委員長 地域おこし協力隊員も1名というのは、何か、ちょっとさびしいような気もして、やっぱりある程度、複数いることによって、その人たちの中の、やっぱり、交流があったり、そういうので相乗効果を生むようなこともあるのだと思うので、少しその辺も考えていただければと思います。

最後にもう1つ、よろしいでしょうか。

○小島副委員長 はい、では、大貫委員、どうぞ。

○大貫委員長 188 ページです。188 ページの消防のこれは通信システムの話だったかな。聴覚障がい者の方を対象に、Net 119 というお話がありましたけれども、ちょっとこれの詳細をお聞きしたいのと、これにいくらぐらい費用がかかるものなのか、理由聞きたいと思います。

○小島副委員長 執行部の説明をお願いします。黒川消防総務課長。

○黒川消防総務課長 消防総務課長の黒川でございます。

まず、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、概要ですが、まずNet 119 につきましては、スマートフォンから聴覚障がいの方が、直接119番できるシステムです。スマートフォンの画面に、まずその画面をタッチしますと、救急か火災かという画面が出まして、そこで例えば救急を押せば、GPS機能を使って、直接通信指令課のほうで受け取ることができます。そうすると、しゃべらなくても、そこに行けばいいということになります。

その後、インターネットを使った、御存じのとおり、ラインとかという、チャットみたいな形で、いわゆる送信の機能を使わなくても、通信指令課の職員とその通報してきた人が会話形式で、どんどん、「どこが痛いのですか」、「何歳くらいの人ですか」ということがどんどん全てやりとりできますので、その情報を救急隊員なり、消防隊員に送るということで、素早くGPS機能を使って、障がい者の方が通報できるという機能でございます。

それで、金額につきましては、まずNet 119 の導入費用ですが、初期費用としまして、およそ80万円程度かかります。

その後、導入されまして、各市民の方に登録いただきますと、通信指令課のほうとしましては、毎月2万3,000円程度の維持費で賄うことができますので、今後保健福祉部の障がい福祉課と連携を取りながら、できれば多くの方に登録していただきたいので、そのように考えております。

以上で説明を終わります。

○小島副委員長 執行部の説明は終わりました。

○大貫委員長 ありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。

○小島副委員長 ここで委員長に代わります。

○大貫委員長 改めて、第4号議案 令和2年度鹿沼市一般会計予算について、ご質疑のある方、いらっしゃいますか。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第9号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

それでは、議案第9号 「令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について」、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」、下から2番目のインデックスになります。粕尾財産区特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

上から3段目、2款「繰入金」、1項1目「財政調整基金繰入金」17万4,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、「粕尾財産区財政調整基金」から繰入れるものであります。

下から2段目、4款「諸収入」、2項1目「分収造林委託金」500万円につきましては、「国立研究開発法人 森林研究・整備機構 宇都宮水源林整備事務所」との分収契約に基づくものであります。

5ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

上から3段目の、3款「財産費」、1項1目「財産管理費」501万4,000円につきましては、上粕尾の羽立におけます作業道の修繕委託料などを計上したものであります。

以上で、「令和2年度粕尾財産区特別会計予算」の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○大貫委員長 ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第9号については、原案どおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算についてを議題いたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

議案第10号 「令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について」、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」、一番下のインデックスの清洲財産区特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

上から3段目、2款「繰入金」、1項1目「財政調整基金繰入金」91万円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、「清洲財産区財政調整基金」から繰入れるものであります。

5ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

中ほどの、3款「財産費」、1項1目「財産管理費」82万5,000円につきましては、区有林の下草刈り負担金などを計上したものであります。

以上で、「令和2年度清洲財産区特別会計予算」の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○大貫委員長 いいですか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 13 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。木村財政課長。

○木村財政課長 財政課長の木村でございます。

それでは、議案第 13 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上、1 款「市税」、1 項 2 目「法人」1 億 3,255 万 2,000 円の増につきましては、企業収益の改善に伴い増額が見込まれるものであります。

次の、2 項 1 目「固定資産税」1 億 8,759 万 9,000 円の増につきましては、「土地」においては宅地の土地下落率が当初見込みより縮小していること、「家屋」においては新築棟数が当初見込みより増加していること、償却資産につきましては、太陽光発電設備において、3 年間の減税措置が終了しました施設が多かったことなどにより増額が見込まれるものであります。

5 ページをお開きください。

一番下の段、16 款「県支出金」、2 項 1 目「総務費県補助金」の説明欄、4 行目になります、「水源地域対策事業費県補助金」8,160 万円の減につきましては、温泉掘削工事の進捗状況に伴い、令和 2 年度に組み替えるためのものであります。その下の、「水源地域整備事業費県補助金」1,824 万 5,000 円の減につきましては、水源の森の整備事業や市道 8220 号線改良工事の実績に伴うものであります。

7 ページをお開きください。

一番上の、3 項 1 目「総務費委託金」311 万 3,000 円の減につきましては、右側説明欄の「参議院議員選挙費委託金」の実績に伴う減であります。

次の 17 款「財産収入」、1 項 1 目「利子及び配当金」の右側のページ、1 節「総務管理費収入」887 万 9,000 円の増につきましては、各種基金の利子収入の実績見込みによる増であります。

下から 2 段目、21 款「諸収入」、4 項 3 目「雑入」969 万円の増につきましては、右側説明欄 2 行目「市町村宝くじ交付金」の決定に伴うものであります。

11 ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

2 款「総務費」、1 項 3 目「行政情報システム管理費」の説明欄「行政情報ネットワーク管理事業費」762 万円の減につきましては、電算機器の借上料等の実績によるものであります。

次に、8 目「財産管理費」の説明欄、2 つ目の○「財政調整基金積立金」2 億 5,384 万円の増につきましては、利子の積み立てのほか、今後の円滑な財政運営のために積み立てるもので、令和元年度末におけます基金現在高見込額は約 29 億 3,400 万円であり

ます。

一番下、11 目「地域振興費」の説明欄、「水源地域振興拠点施設整備事業費」8,160 万円の減につきましては、温泉掘削工事費の実績見込みによる減であります。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

2 段目、2 項 2 目「賦課徴収費」2,368 万 3,000 円の減につきましては、航空写真画像作成業務委託の実績に伴うものであります。

4 項 3 目「参議院議員選挙費」308 万 8,000 円の減、及び次の 5 目「市議会議員選挙費」2,233 万円の減につきましては、それぞれ選挙の実績に伴うものであります。

飛びまして、23 ページをお願いいたします。

一番上、9 款「消防費」、1 項 1 目「常備消防費」の説明欄、「常備消防施設整備事業費」491 万 9,000 円の減は、消火栓新設の実績に伴う減であります。

25 ページをお開きください。

一番下、12 款「公債費」、1 項 1 目「元金」117 万 5,000 円の増につきましては、臨時財政対策債の利率見直しに伴うものであります。

2 目「利子」1,646 万 3,000 円の減につきましては、利子額の確定に伴うものであります。

27 ページをお開きください。

14 款「予備費」663 万 7,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、主な関係予算の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島委員。

○小島副委員長 はい、小島です。

24 ページで、常備消防費、常備消防施設整備事業費の減なのですが、減はわかったのですが、ちょっと消防の消火栓について、ちょっとお聞きしたいのです。

よく、私は、消防車で点検しているのを見ます、消火栓のね。あれはどのくらいの頻度で点検しているというか、その辺がわかれば。

また、その老朽化している栓があれば、当然交換しなくてはならない、その水道的な影響、まず、どのようなその状況などを、ちょっと話していただければと思うのです、お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星野地域消防課長。

○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

消火栓の点検ということでございますけれども、各地域で消火栓、防火水槽等の水利がございますが、これにつきましては、消防署の職員が年に 1 回から 2 回程度、地区の回るルートがございます。こちらのほうで点検はしてございます。

また、そこに不良箇所等の消火栓等がありました場合は、私どものほうで、関係業者等当たりまして、修繕等は行っております。

年に数件ございますけれども、長い間使っておりますので、かなり錆等が出まして、処分ネジ等の交換なども随時行っております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。小島委員。

○小島副委員長 ありがとうございます。水道に与える影響とか、そういうのは、取り替え工事のときに、その消火栓の、そういうのは全然関係ない。同じ管を使っていると、私は認識しているのですが、その辺の説明をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星野地域消防課長。

○星野地域消防課長 地域消防課長の星野でございます。

ただいまのお話のとおり、水道を使って、そこに入っている配管を使って、消火栓を立ち上げておりますので、当然生活水に影響を及ぼしますので、工事をやる場合には、実際に近隣の方に迷惑のかからないように、工事業者にそこら辺は十分注意をして、錆等が出ないように、注意を払いながら実施しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

○小島副委員長 わかりました。消防業務は、すごく命との、本当に一番危険な業務でございます。そういう中では、消火栓が調子悪くては、消火活動が遅れるということもありますから、どうぞ、市民の生命と財産を守るために、鋭意頑張ってください。お願いします。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」と言う者あり）

- 大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
議案第 13 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 大貫委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 13 号については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 22 号 「鹿沼市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。南雲人事課長。
- 南雲人事課長 おはようございます。人事課長の南雲です。よろしくお祈りいたします。
議案第 22 号 「鹿沼市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。
本議案は、会計年度任用職員制度の施行に伴いまして、関係する条例 2 件の改正を一括して行うものであります。
まず、「鹿沼市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正」であります。地方公務員法第 31 条によりまして、新たに職員となった者は、任命権者等の面前において宣誓をしてからでなければ、その職務を行ってはならないことになっております。
会計年度任用職員については、勤務時間や勤務日数等の任用形態等が様々であることに鑑みまして、サービスの宣誓をそれぞれの職員に合わせて簡素化した方法、例えば、署名した宣誓書の提出のみで実施することを可能とするためのものであります。
次に、「鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」であります。フルタイム会計年度任用職員、今のところ 13 名予定しておりますが、この職員の公務災害における補償基礎額の算定方法が定めていないことから、その方法について定めるためのものであります。
以上で、「鹿沼市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。
- 大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
質疑のある方は順次発言を許します。
（「ありません」と言う者あり）
- 大貫委員長 よろしいですか。
（「はい」と言う者あり）
- 大貫委員長 はい、それでは別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
議案第 22 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 大貫委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 22 号については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 23 号 「鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
執行部の説明をお願いします。南雲人事課長。
- 南雲人事課長 人事課長の南雲です。
議案第 23 号 「鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。
本議案は、本市の厳しい財政状況を考慮しまして、「市長」、「副市長」及び「教育長」の給料月額について、本年度に引き続き、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間、当該額の 100 分の 5、5%に相当する額を減じるものであります。
以上で、「鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。
- 大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。はい。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 23 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 24 号 「鹿沼市職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。南雲人事課長。

○南雲人事課長 人事課長の南雲です。

議案第 24 号 「鹿沼市職員の降給に関する条例の制定について」ご説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴いまして、平成 28 年度から人事評価制度を導入しております。この人事評価制度は、その職務の遂行に当たり、発揮した能力と挙げた業績を評価するもので、評価基準と設定された目標に照らし、客観的事実に基づきまして、絶対評価により行っております。

平成 30 年度からは、人事評価のうち、能力評価の結果を昇給に反映しまして、業績評価の結果は賞与の勤勉手当に、それぞれ反映させております。

しかし、現状において、職員の降給、給与が下がる制度については、制度化されていないことから、国の規定に準じまして、今回、降給の制度化を図るものであります。

人事評価の結果が良好でなく、指導後の改善、これが見られない職員については、職責が全うできないことや給料に見合った業務が遂行できていないなどの合理的理由によりまして、降給、給料を下げるのが可能となります。

これによりまして、職員の人材育成の根幹となる人事評価制度をより確立しながら、公務の適正かつ能率的な運営の確保が図られることとなります。

以上で、「鹿沼市職員の降給に関する条例の制定について」説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 24 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 25 号 「鹿沼市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。星井田公共施設活用課長。

○星井田公共施設活用課長 おはようございます。公共施設活用課長の星井田です。

議案第 25 号 「鹿沼市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」についてご説明をします。

公共施設の管理運営等につきましては、施設の再編や運営改善のほか、特に民間活力の導入によりまして、土地の利活用を推進しているところでございます。

現在、普通財産を貸し付ける場合に、減額の貸し付けができるのは、公共団体による公益事業または災害発生時に限られております。

そこで、今回の改正では、民間事業者や市民からの借用の要望に対しまして、有効利活用の機会を失することなく、タイムリーにスピード感をもって対応していくため、こ

れまでの要件に加え、市有財産の利活用に特に有効であると認められる場合にも賃貸借料の減額を認めるものでございます。

具体的な要件につきましては、あわせて改正いたします財務規則によりまして、利活用によって地域の活性化、市民サービスの向上又は財政負担の軽減が見込まれる場合に限定をいたすものでございます。

なお、同様の要件につきましては、栃木県を初め、県内5自治体で既に定められているところでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「わかりました、今、非常によく聞いたので大体わかりました」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。はい。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第25号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時12分)